

西海市教育委員会（令和3年第3回定例会）会議録

期 日：令和3年3月18日（木） 午後1時15分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、寺本 温、川南 まつみ、村山 みほ

出席者：教育次長 山口 英文、教育総務課長 田口 春樹

学校教育課長 楠本 正信、社会教育課長 岩永 勝彦

教育総務課 課長補佐 森下 直也、浦辺 収

学校教育課 参事 梅木澤 泰江

社会教育課 課長補佐 堤 猛、篠原 真樹

書記 林 大樹

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第3回定例会教育委員会を開会いたします。

2. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

3. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、川南委員を指名いたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

NIE 会長・担当来庁

地区別教育長会

令和3年度予算記者発表

西海市教育・文化・スポーツ功労表彰式

西海市校長会役員会・西海市教育委員会合同会議

西海市表彰式

学力向上推進会議

校園長会

市議会一般質問

人事評価システム操作説明会

土曜学習閉講式

教頭会研修会

長崎税務署税務広報公聴官来庁

学校安全推進学校表彰式

大島こども園落成式

5. 議事

(通信が途絶えたため、川南委員は議案第14号から第18号まで退席)

日程第1「議案第14号 西海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」

○教育長

日程第1「議案第14号 西海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページから4ページが名簿案になります。変更点を申し上げます。2ページで13番江島小中学校の●●様、3ページの変更はありません。任期は1年間でございます。それから4ページの変更については5番と6番ですが、西海東小学校と西海北小学校が●●様、それから9番と10番ですが、大島西小学校と大島東小学校が●●様に変更となっております。以上で説明を終わります。

○教育長

ただいま、議案第14号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第14号 西海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第15号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」

○教育長

日程第2「議案第15号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3 ページが名簿案になります。22番の●●様から●●様に変更というところです。種目はバドミントンでございます。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第15号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第15号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第15号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第16号 教育財産の用途廃止について（教職員住宅）」

○教育長

日程第3「議案第16号 教育財産の用途廃止について（教職員住宅）」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3 ページ目が位置図となります。4 ページから6 ページまでは、各住宅の航空写真になります。7 ページから9 ページにかけましては、各住宅の現況調査表を添付しております。説明については以上です。

○教育長

ただいま、議案第16号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

教育財産の用途廃止した後の扱いについて、お尋ねしたいと思います。

○教育総務課長

教育財産を廃止した後の財産上の区分ですが、普通財産として、引き続き教育総務課で管理をしたいと思っております。普通財産となった財産につきましては、市の公有財産利活用推進本部に、その活用策を検討していただくという形で考えております。ただ、本件の住宅につきましては、平成28年4月に策定をいたしました西海市公共施設等総合管理計画の中で、対象の施設につきましては取壊すという計画を掲げているところです。ですから普通財産として利活用について検討はしますが、最終的に利活用出来ない施設については、将来的には取壊しをするということをご理解をしていただければと思います。以上でございます。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第16号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第16号 教育財産の用途廃止について(教職員住宅)」は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第17号 西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第4「議案第17号 西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページからの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。横瀬郷2454番地1 西海地区横瀬東住宅を削除ということでございます。それから崎戸町の栗坂町アパートを削除。同じく松崎町アパートを削除ということでございます。

5ページには今回の改正のポイントがありますが、主な内容としましては、教育財産としての用途廃止に合わせて、3棟9戸を削除するというものでございます。入居者の経過としては、横瀬東住宅では平成23年度まで、栗坂町アパートと松崎町アパートでは平成20年度までの入居という状況でございます。改正の時期としましては、令和3年4月1日からということで、用途廃止により教職員住宅が不足しないかというところでございますが、この件につきましては、西海地区で石田アパートが新築をされたこと、それから崎戸地区においては崎戸小学校の閉校も予定されておりますので、今後入居希望はないものと考えているというところでございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第17号の説明がありました。質疑はありませんか。

○北島委員

この議案の趣旨についてはよく分かりますが、常にこの教育財産である教職員住宅の利活用についてはですね、これまでも課題としてずっと上がってきているところであります。特にこの改正のポイントの2を見るとですね、入居者がいなくなってから12年ほど経過しているわけですね。その間、何らかの利活用が出来なかったのかということもですね、今後は考えていただきたいなと思います。教育財産ということで、非常に扱いが難しいというのはよく分かるんですが、今の情勢の中で、生活困窮者に対する支援というのは、西海市でも社協に委託するなどしてやっておりますが、すぐ住まいがない方もいらっしゃるわけですね。また住宅費が払えないところは住宅給付ということで給付されています。そういった税金もまた別で使われているわけですね。そういったときに、生活困窮など福祉

的な目的であれば対応できるとかですね。いろいろと考え方があるんじゃないかなというふうに思います。重ねて申し上げれば、今問題になっている福祉人材の確保についても、住宅が確保できれば移住していただけるという方も非常に多いんです。県内でも、それぞれの施設で寮を整備するのが難しい中で、今後も外国人労働者の活用ということも考えると、市が横の連携をしながら、いろんな活用の仕方があったんじゃないかなと思っております。今後の検討課題として、ぜひ前向きに検討していただければなと思います。ちなみに、鉄筋の耐用年数は60年ですので、あと10年ぐらい使えると思います。10年前だったらもっと活用の仕方があったんじゃないかと思つての意見・要望です。よろしくお願ひします。

○教育総務課長

貴重なご意見ありがとうございます。今回コロナウイルス感染症対策の関係で、医療従事者の住宅として一時的に活用出来ないかという検討はしたところですが、実現には至らなかったのですが、現在のところ教育財産という縛りがありますので、こういった遊休施設の活用については、やはり部局を越えた情報共有といいますか、問題意識を持つことが求められるんじゃないかと思ひます。先ほど申し上げましたように、公有財産の利活用推進会議など検討する場がありますので、そういった会を利用してですね、他部局との調整や検討を進めていきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第17号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よつて、「議案第17号 西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第18号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第5「議案第18号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

詳しくは4ページからの新旧対照表で変更部分をご確認いただきたいと思います。まず4ページでございますが、第7条で文言の修正があります。「西海市立小学校及び中学校児童・生徒の通学費補助金交付要綱」の「の」を削除して「西海市立小学校及び中学校児童・生徒通学費補助金交付要綱」に修正でございます。

別表第2については、各援助項目の限度額等を記載している表でございますけれども、6ページで、オンライン通信費、小学生10,000円、中学生10,000円を限度額として追加をさせていただきます。

別表3については、準要保護者就学援助基準ですが、市内在住市外通学の方の別表になります。こちらについても7ページの最後のところで、同様に追加しているところでございます。

別表4でございますけれども、こちらは交付要綱の後の点を削除するもので、標準的な文章に直す修正です。8ページは改正のポイントでございますが、こちらはポイント2で1人1台端末の家庭への持ち帰りは令和3年7月以降を予定しているというところです。しばらくは試用期間としてAIドリルの活用を中心に進めようとしております。今後状況を見ながら検討していくという考え方でございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第18号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

GIGAスクール構想に関連しての改正だと思いますが、ルーターについてはどのように考えておられるのでしょうか。

家にWi-Fi環境がない家庭のために、公民館でネットが使用できるように整備を進められているようですが、どこまで進んでいるのでしょうか。また、PTA会長は公民館だと家から遠い家庭があるのではないかとということですが、どのようにお考えでしょうか。

○社会教育課長

まず、公民館の設置状況について社会教育からお答えをさせていただきます。公立公民館に現在Wi-Fiの設置工事を行っております。場所は西彼教育文化センター、西海公民館、大島離島開発総合センター、崎戸中央公民館、大瀬戸コミュニティセンター、この5箇所になっております。設置工事までは終わりました。最終的な調整を業者と行っているところで、4月の稼働に向けて進めているところであります。公民館の設置状況については以上です。

○学校教育課長

GIGAスクール構想の関連で、学校教育課の取組も紹介をさせていただきます。まず、各家庭のWi-Fi環境が必要であるということ。それが無い場合にはどのような対応をしますかということを含めた、保護者向けのリーフレットのようなものを作成しまして、3月中に配布ということで対応しているところです。今日は教育委員さん方にもお示しできればよろしかったのですが、また後日ですね、お伝えしようと思っております。リーフレットの中に記述している内容の中にWi-Fi環境がどうしてもない場合、公民館の使用のことも書いてあるんですけど、それでも無理な場合には代替のペーパーでありますとか、子どもたちが持ち帰った端末を使わずにできる範囲の宿題を出すとか、そういった対応をするという記述を入れながら今進めているところです。以上です。

○教育次長

少しく補足をさせていただきたいと思っております。ルーターの購入費の件でございますけれども、通信費を払えばルーターの値段はそれに含まれるというような販売形態もあると承知しております。こちらから対応するという考えではありませんので、まずは各家庭に

ルーターの設置をお願いするというところで、経済的に厳しい家庭については、就学援助等で、通信費を助成するというスタンスであります。それでもなお家庭に設置が難しいという家庭におかれましては、各地区の公民館ですね、遠いというご意見もありましたけれども、そういったところで今予定しているのが和室であるとかですね、上の講堂であるとかそういった距離をとってできるような体制、運用案を考えております。そういったところで、学校の帰りに宿題等ができるかなと考えております。そういったところで、今後状況を見ながらにはなりますけれども、基本的には、今言ったような考えで運用していきたいというふうに考えております。以上です。

○北島委員

関連してお聞きしたいと思います。今ご説明いただいたわけなんです、これは補助金ということなので、通信費に関しては限度額が10,000円ですが、当然月額で領収なり契約書なりというのを確認して金額を補助するという考え方でよろしいでしょうか。そうした場合は、ちょっと寺本委員もご心配されていましたが、ルーターだけの問題じゃなくて、設備費ですね、工事費込み等で最大多分30,000円ぐらい初期費用がかかるわけですね。それについては1回限りですので、きちんと申請をさせていただければですね、ご家庭のほうから初期費用ということで、今後ですね見ていただけるような形をとっていただければと思います。この10,000円の限度額の中で毎月ということになると、十分余裕のある補助金かなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○教育総務課長

はい。就学援助の支給を具体的にどういうふうにするのかというところなんです、あくまで年額で10,000円という上限がありますので、実際の契約状況や内容、そして支払額については当然確認をするような形になろうかと思えます。具体的なところはまだ定めてないところもあるんですが、今後詰めていきたいというふうに思えます。

Wi-Fi環境等に対する補助につきましては、今後、検討させていただきたいというふうに思っております。

○北島委員

勘違いしておりました。年額なんです。そうするとかなり厳しいですね。年間60,000円前後費用がかかって、保護者が50,000円手出しくらいですかね。各家庭に最低限していただかないといけないところかなとは思いますが、教育の平等性というのがどこまで配慮されるかというところで、ぜひ今後、そのアンケートや実態調査をしていく中で、そこに公平性が担保出来なくなる時には、ぜひご検討いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第18号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第18号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

(川南委員の通信復旧)

日程第6「議案第19号 西海市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第6「議案第19号 西海市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

内容につきましては新旧対照表でご確認いただきたいと思います。12ページからになります。別表第1の中で、旧の15番、16番、17番を新の15番西海市立大崎小学校として整理をするというところでございます。

14ページでございます。旧の28番、29番、30番を新の26番大崎小学校にということで、こちらは通常用の公印になります。また、大崎小学校に統一する関係上、それ以後に番号のずれが生じているというところでございます。

17ページにおきましては、58番で変更がございまして、崎戸校区公民館長印というふうにあります。これを変更しまして、西海市崎戸地区公民館長印ということで、崎戸地区公民館長という変更になります。以降、番号のずれが生じるというところでございます。

次に19ページになります。別表第2からは印影が示されております。15番からですね、大島西小学校、大島東小学校、崎戸小学校が大崎小学校に変更になります。

ここで新旧対照表の修正をお願いしたいと思います。20ページでございます。旧の番号で16番から20番に下線をつけていただきたいと思います。

それから20ページで同じく、28番、29番、30番を26番の西海市立大崎小学校長印の印影に変更というところでございます。それから21ページの58番ですね、先ほど申し上げました校区公民館長印というところが、54番の西海市崎戸地区公民館長印という形に変更ということで、あとは番号にずれが生じるというところでございます。

次に23ページでございます。西海市教職員住宅使用規則の一部を改正する規則ということで、別表第1が変更になります。大島西小学校校長住宅におきまして、西大島住宅に名称変更になります。それから区分としては校長から一般ということで変更をしたいというふうに考えております。それからその次の段でございまして、大島東小学校校長住宅につきまして、大崎小学校校長住宅に変更し、それから1番下の段でございまして、崎戸小学校校長住宅、区分としては校長というところで、名称を栗坂住宅に、区分を一般という形に変更にさせていただきたいと思います。

それから、24ページ、崎戸小学校教頭住宅、区分が教頭というところを、栗坂住宅2としまして、区分を一般に、それから栗坂住宅の一般というものを、栗坂住宅3というふう

に整理をさせていただきたいと思います。

次に25ページでございますが、西海市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則でございます。こちらにつきましては、各行政区を表示して、学校における行政区を表示している表でございますけれども、大島西小学校、大島東小学校、崎戸小学校、各地区の通学区域を示しているところです。集約しまして大崎小学校で大島町の全行政区、崎戸町の行政区（江島東行政区、江島西行政区、江島浜行政区、平島東行政区、平島西行政区及び平島北行政区を除く。）という表記に変更ということでございます。新旧対照表の説明としては以上です。

27ページに改正のポイントとしておりますが、三つの小学校が令和4年3月31日をもって廃止ということになりますので、当該規則に係る所要の改正をするということでございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第19号の説明がありました。質疑ありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第19号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

よって、「議案第19号 西海市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第20号 西海市立小学校のあり方を考える懇談会設置要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第7「議案第20号 西海市立小学校のあり方を考える懇談会設置要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

（議案朗読）

変更点につきましては、3ページの新旧対照表でご確認をいただきたいと思います。別表で、大島・崎戸地区の欄を削除ということで、懇談会の設置要綱については大瀬戸地区だけということになります。4ページは改正のポイントですが、説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第20号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

統合に伴い、大島・崎戸はなくなるということですが、大崎地区というような形で、今後はまたそういうものが考えられるのでしょうか。また、西海とか西彼のエリアでは、今

後どのように考えているのかお聞かせください。

○教育総務課長

この西海市立小学校のあり方を考える懇談会につきましては、複式学級がある学校の地域を対象に設置をしてきております。ですので、大崎地区の大崎小学校というのは複式学級がないような予定になっておりますので、そこにはもう設置する必要はないだろうというふうに考えております。他地区においても1学級の複式学級が設置される可能性はあるんですけども、今のところ予定されておられませんので、今後につきましては大瀬戸地区での開催のみという形で考えているところです。

○北島委員

関連しての確認なんですが、この懇談会は基本的に適正配置の検討をする場と捉えておりましたけれども、それ以外の考え方もあるのでしょうか。

○教育総務課長

基本的な小学校の適正配置の基準というのは、複式学級がある学校については適正配置を検討する対象校になるという形で、基本方針が定められております。ですから、この小学校のあり方を考える懇談会というのは、基本的には適正配置のことを考えるというふうな形で設置をしているところではあるんですが、やはり適正配置事業は学校の統合ありきではなく、もう少し広い観点で小規模の学校の在り方について考えていきたいと思いますというふうな形で、全面に適正配置を出している段階ではないということをご理解をしていただければというふうに思います。実際に昨年度もですね、今年度もこの懇談会の設置をしたわけなんですが、適正配置の観点でのご意見というのは賛否両論あるところで、そういった状況も踏まえて、小学校の活性化であるとか、魅力化について、様々なご意見をいただくという場にしているところです。以上です。

○北島委員

私の理解としても、例えば大瀬戸地区にこの懇談会があるからといって、統廃合するという前提ではないというのはよく理解をしておりますし、逆に適正配置というのは統廃合ではないというふうにも捉えております。あくまで地域社会における教育の場というものを子どもたちの未来を考えながらどうしていくかという場であるということですね。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第20号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第20号 西海市立小学校のあり方を考える懇談会設置要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第21号 西海市立小中学校共同実施室組織運営規程及び西海市教育委員会職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第8「議案第21号 西海市立小中学校共同実施室組織運営規程及び西海市教育委員会職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

内容につきましては、5ページからの新旧対照表でご説明いたします。こちらに共同実施室組織運営規程がございます。別表になりますが、大崎地区で大島西小学校、大島東小学校、崎戸小学校を大崎小学校に変更するというところでございます。それから6ページ、7ページにつきましては自家用車の公務使用に関する規定になりますが、この中で別表の大崎地区において、大島東小学校、大島西小学校、崎戸小学校を削除し、大崎小学校、距離数は大島東小の距離数がこちらに表示されるというところになります。8ページの改正のポイントは省略させていただきたいと思っております。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第21号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第21号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第21号 西海市立小中学校共同実施室組織運営規程及び西海市教育委員会職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第22号 西海市教育委員会テレビ会議運営規程の制定について」

○教育長

日程第9「議案第22号 西海市教育委員会テレビ会議運営規程の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

要点を説明していきたいと思っております。まず第1条の趣旨ですが、西海市教育委員会会議規則第2条第3項の規定により、委員がテレビ会議システムを用いて会議に出席する場合の会議運営に関し必要な事項を定めるものというものでございます。第3条で許可基準とありますが、(1)から(5)までございます。確認のために読み上げたいと思っております。(1)災害その他の理由により交通機関の途絶等により会議開催場所までの交通手段が確

保できない場合、(2)感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合、(3)他の重要な用務との兼ね合いで、会議開催場所に移動するいとまがない場合、(4)臨時会が招集された場合、(5)その他教育長が必要と認める場合としております。

第2項で規則第12条第1項ただし書きの規定により非公開とする会議については、オンライン出席はできないものとする。それから、3でオンライン出席は、情報の機密性を確保できる場所又は教育長があらかじめ指定した場所で行わなければならないとしております。

第4条におきましては手続です。通信環境にあることを確認するものです。同条第2項では、通信環境が確保出来た場合に限り、会議に出席したものと取り扱うものとする。というところで、第5条では通信が途絶えた場合の取扱いを規定しております。会議の途中で途絶えた場合と、通信環境を確保するように努めるものとするということ。それから、第2項では、復旧が認められない場合には、退席したものと取り扱うものとする。この場合において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に規定する定足数を満たさなくなるときは、会議は不成立となるものとするというような規定にしております。採決の方法については、挙手の方法をとるものとするというところです。要点を説明いたしました。4ページの制定のポイントにつきましては、今申し上げたところでございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第22号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

通信が途絶えた状況でも、電話で音声を確認しながら賛成や承認という、ご発言がございましたが、こういった取扱いはどうなるのでしょうか。

○教育総務課長

まず、このテレビ会議運営規程を制定する前に、本年1月の定例教育委員会におきまして、会議規則の改正を行っております。会議規則の中で、テレビ会議システムというものを規定させていただいているのですが、インターネット回線に接続することにより、映像と音声の送受信を行い、相手方の状態を相互に認識して通話するシステムをいうということで、テレビ会議システムを想定しております。ただいまご質問がありました、本日の川南委員さんの状況の中で、この規定に第4条、第5条の規定に基づいてどのように判断するかといいますと、音声は送受信できるような形になりますが、映像が確認出来ないという状況になりますので、退席をしたものと取り扱う予定で作成しております。以上です。

○北島委員

公的な会議を開催していくというのは法律で規定されておまして、去年、一昨年ぐらいからこのオンライン会議の規則が細かく制定されてきて、ほぼ今おっしゃられた内容なんですね。そこで、ご対応を考えていただきたいのは、フェイスタイムですとか、LINEのテレビ電話がありますよね。これは社会福祉法人の会議等でも大丈夫なんですね。映像が見えて、きちんと発言が聞こえ言えるという状況になりますので、例えば、先ほどは電話で音声だけでしたけれども、一応予備として、万が一のときには、例えば携帯電話で教育委員会に電話を入れていただくと今の条件は多分成立するのかなと思うんですね。ちょ

っとそういったところを考えながら聞いていたものですから、そういったご検討もぜひよろしく願いいたします。以上です。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第22号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第22号 西海市教育委員会テレビ会議運営規程の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：4月22日（木）午前9時～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午後3時閉会）